

豊田市立加納小学校ほか 14 校体育館空調設備整備事業

（設計施工一括発注方式）

実施要領

令和6年6月

豊田市

豊田市立加納小学校ほか14校体育館空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）

実施要領

第1 事業の概要

1 事業の名称

豊田市立加納小学校ほか14校体育館空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）

2 事業の目的

豊田市立加納小学校ほか14校体育館空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）（以下「本事業」という。）は、体育授業等で使用する体育館に空調設備を整備することにより、児童にとって安全・安心で快適な教育環境を確保することを目的とする。

また、事業実施にあたっては、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用し、短期間に一斉導入することで学校間の公平性を確保しながら、早期の整備を実現させるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

なお、本要領で使用する用語の定義は、別に定める「豊田市立加納小学校ほか14校体育館空調設備整備事業実施要綱」の規定による。

3 事業の内容

本事業は、豊田市（以下「市」という。）内、小学校15校15施設「別表1－対象一覧」の空調設備の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定し、選定事業者が整備した空調設備を買い取るものである。

詳細については、別添「要求水準書」のとおりとする。

なお、本要領及び提出書類説明書（様式集）（以下「様式集」という。）に記載がない事項は、本要領等に対する事業者からの質問への回答による。

4 提案限度額

提案限度額は、金488,617,500円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、提案価格は提案限度額を超えないこと。

5 事業の流れ

- （1）市は、空調設備整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を選定する。
- （2）市は、選定事業者との間で、本事業を実施するための基本的事項を定めた基本協定を締結する。
- （3）選定事業者は、基本協定に基づき空調設備整備の設計を行い、設計が完了した後、速やかに市へ報告する。
- （4）市は選定事業者と空調設備整備の売買契約（以下「売買契約」という。）を締結し、選定事業者は、当売買契約に基づき、空調設備の整備を行う。

- (5) 市は、売買契約書（案）第4条に基づく売買契約を変更する必要があるときは、選定事業者と変更契約を締結する。
- (6) 市は、空調設備整備完了後、売買契約書（案）第6条に基づく買取検査を行い、検査する空調設備に問題が無ければ、当該空調設備の引渡しを受ける。

6 選定事業者の業務

本事業において、選定事業者が行う業務は次のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、要求水準書を参照すること。

(1) 「設計業務」

- ア 空調設備等の設計業務（設置に必要な施工図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成）
- イ その他附随する業務

(2) 「施工業務」

- ア 空調設備等の施工業務
- イ 安全対策
- ウ その他附随する業務

(3) 「工事監理業務」

- ア 空調設備等の工事監理業務（監理書類作成・品質管理等）
- イ その他附随する業務

(4) 「その他共通業務」

- ア 学校ごとの調査業務
- イ 関係法令に基づく各種届出
- ウ 国庫補助金請求のための資料作成等（請求は市が行う。）
- エ その他、本事業において必要となる業務

7 費用の負担

本事業における市及び選定事業者の費用負担は次のとおりとする。

(1) 市の負担

選定事業者が行う各種調査、設計・工事監理・工事費など空調設備の整備・引渡しに関するもので、空調設備を買い取る上で必要な費用

(2) 選定事業者の負担

上記（1）の市が負担する費用を除き、市が空調設備を買い取るまでの事業実施に要するすべての費用

8 市から貸与できる参考資料

本事業を進めるに当たり、貸与できる参考資料は次のとおりとする。なお、資料貸与は参加を希望する事業者にのみ提供し、本事業の検討のみに使用するものとする。

貸与資料の取扱いは、協力者以外への配布を禁止とし、取扱いに注意すること。また、使用目的を終えた後には、データ消去を行うこと。

- (1) 「豊田市立小・中学校体育館・武道場暑さ対策等導入検討基礎調査業務委託報告書（令和 6 年 2 月）」（PDF 形式）（以下「報告書」という。）
- (2) 対象校別施設図（PDF 形式）（以下「施設図」という。）

9 現地確認（対象校全校）の開催

参加を希望する事業者で、現地確認を希望する事業者には、対象校全校を対象とした現地確認期間を設ける。

(1) 実施期間

令和 6 年 6 月 1 9 日（水）から令和 6 年 7 月 1 1 日（木）まで
※上記期間のうち、土日祝日を除く

(2) 申込方法

「現地確認（対象校全校）申請書」（様式 1 - 1）を記入の上、令和 6 年 7 月 2 日（火）までに、学校づくり推進課へ提出すること。各事業者の申請内容を調整のうえ、市から現地確認日時を指定する。

10 事業のスケジュール

本事業の実施期間は、基本協定締結日から引渡し完了までの期間とし、予定スケジュールは以下に示すとおりとする。

なお、空調設備の完成時期のスケジュールは選定事業者の提案に基づき決定するが、本事業における市への最終的な完了報告は令和7年5月30日（金）まで、引渡しは令和7年6月30日（月）まで※¹とする。

実施要領等の公表・配布	令和6年6月18日（火）～令和6年7月2日（火）
参加表明に関する質問書の受付	令和6年6月18日（火）～令和6年6月25日（火）
参加表明に関する質問への回答・公表	令和6年6月28日（金）
参加表明書の提出	令和6年6月18日（火）～令和6年7月2日（火）
実施要領等に関する質問書の受付	令和6年6月18日（火）～令和6年7月2日（火）
実施要領等に関する質問への回答・公表	令和6年7月5日（金）
参加表明資格審査結果通知	令和6年7月5日（金）
提案書の提出	令和6年7月12日（金）正午まで
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和6年7月22日（月）又は令和6年7月23日（火）
選定事業者の決定・通知	令和6年7月下旬
選定事業者の公表・基本協定締結	令和6年8月上旬～中旬（予定）
売買仮契約額の確定	令和6年10月31日（木）まで
売買仮契約	令和6年11月下旬（予定）
売買契約	令和6年12月下旬（予定） ※令和6年12月議会議決後
空調設備設置・試運転調整	売買契約後～令和7年5月30日（金）まで（提案による）（期限は令和7年5月30日（金））
完了報告	令和7年5月30日（金）まで（提案による）（期限は令和7年5月30日（金））
買取検査	完了報告後～
引渡し	買取検査合格後、令和7年6月30日（月）まで※ ¹

※1 引渡し時期の詳細については、国庫補助金の交付決定（令和7年6月頃）を踏まえ別途協議とする（令和7年6月30日（月）以降の引渡しとなる場合もあり。）。

第2 空調設備整備の基本方針

1 空調設備整備方針

空調設備整備について、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

(1) 安全・安心で快適な教育環境の実現

児童が安全・安心で快適に学び、活動できる環境を提供する。

(2) 経済的でかつ良好な維持管理ができる設備導入

空調設備の長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも同様の配慮を行う。

(3) 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の能力低減を抑える計画とする。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。

2 空調設備整備の基本条件

(1) 基本事項

市内15校15施設の小学校の体育館に空調設備を整備する。

(2) 詳細事項

各学校の熱源の詳細は、本要領「別表1－対象一覧」による。

また、受電設備の整備については、必要に応じて増設・改造での計画とし、整備の際は停電による学校への影響を最小限とするように配慮すること。

詳細については以下を参考とする。

ア 報告書

イ 施設図

3 要求性能水準

別紙「要求水準書」参照

第3 応募者の要件

1 共通事項

(1) 応募者の定義

応募者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される連合体（以下「グループ」という。）とし、グループの場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(2) 参加資格

単独事業者又はグループは、下記に示す「2 共通の参加資格要件」を満たすものとする。

(3) グループの構成員

ア 応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合（代表事業者を除く。）は、この限りでない。

イ 構成員は、他の提案を行うグループの構成員となることはできない。

(4) その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。

応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合は、資格要件を欠く応募者の変更等（代表事業者を除く。）により、当該要件を満たすものとする。

2 共通の参加資格要件

(1) 単独事業者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

ウ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

エ 参加表明書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。

オ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、「別表2－資本関係又は人的関係について」に定める資本関係や人的関係がないこと（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることとは、特に問題ないものとする。）。

カ 公告日において、豊田市内に本店を有する者であること。

キ 公告日において、令和6・7年度の豊田市入札参加資格（工事）を有する者であること。当資格を有しない者については以下の書類を提出することで当資格を有する者とみなす。

なお、書類（（イ）～（オ））は公告日において発行日より3か月以内のものとする（内容が鮮明であれば、写しも可とする。）。

（ア） 建設業の許可書の写し（建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を受けている者であること）

（イ） 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

（ウ） 納税証明書（国税）（未納が無いことの証明）

- (工) 納税証明書（愛知県税）（未納が無いことの証明）
- (オ) 納税証明書（豊田市税）（未納が無いことの証明）

(2) グループ

代表事業者及びグループの構成員の全員が単独事業者を求める資格を満たしていること。ただし、単独事業者を求める「カ」の要件については、グループの代表事業者が満たしていればよい。

※単独事業者を求める要件のうち、「キ（工）・（オ）」で納税証明書の提出が必要となり、豊田市内（愛知県内）に事業所が無い者等で納税証明書が受けられない場合は、「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」（様式３－５）を提出すること。

第４ 応募の手続き

１ 公募の方法

(1) 実施要領等の公表

ア 公表日時：令和６年６月１８日（火）

イ 公表方法：市のホームページ（以下「ホームページ」という。）で公表するとともに、豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課において配布（実施要領、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び売買契約書（案）を各１部）する。

ウ 配布期間：令和６年６月１８日（火）から令和６年７月２日（火）まで（午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時１５分までとする。ただし土日祝日を除く。）

(2) 参加表明に関する質問

参加表明に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「参加表明に関する質問書」（様式２－１）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。

イ 提出期間：令和６年６月１８日（火）から令和６年６月２５日（火）まで
※期間最終日は午後５時１５分必着のこと。

ウ 提出先：豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課
E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

エ 回答：令和６年６月２８日（金）までにホームページで公表する。

(3) 実施要領等への質問

本要領等の記載内容に関する質問の受付及び回答は、以下のとおり行うこととする。

ア 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、様式集に定める「実施要領等に関する質問書」（様式２－２）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出すること。

イ 提出期間：令和６年６月１８日（火）から令和６年７月２日（火）まで

※期間最終日は午後５時１５分必着のこと。

ウ 提出先：豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課

E-mail : gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

エ 回 答：令和６年７月５日（金）までにホームページで公表する。

2 応募の方法

参加表明及び応募書類の正本は押印のある原本（添付書類含む。）とし、副本は正本の写しとする。

（１）参加表明

本事業に対する参加の表明は、以下のとおり行うこととする。

ア 提出方法：様式集に定める様式３－１から様式３－６に必要事項を記入の上、正本１部、副本１部を用意し、持参により提出すること。

イ 提出期間：令和６年６月１８日（火）から令和６年７月２日（火）まで
（午前８時３０分から正午まで及び午後１時から午後５時１５分までとする。ただし土日祝日を除く。）

ウ 提出先：豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課

〒４７１－８５０１

愛知県豊田市西町３丁目６０番地（東庁舎６階）

電話：０５６５－３４－６６５９

エ 審査結果：参加資格の審査結果は、令和６年７月５日（金）から、郵送により通知する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの実施については、令和６年７月２２日（月）又は令和６年７月２３日（火）を予定している。開催時間、場所などの詳細については、別途通知する。

（２）応募書類の提出

応募書類の提出は、以下のとおり行うこととする。

ア 提出方法：様式集に定める様式４－１から様式４－１３（正本２部、副本１５部）を用意し、持参により提出すること。ただし、副本１５部については、様式４－１及び様式４－２に所在地、商号又は名称、代表者名を記載しないこと。なお、様式４－３から様式４－１３は、Adobe PDF 形式による電子ファイルにおいても提出すること。提出はCD・DVD等のディスクを使用し、ウィルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名（グループ名）を記載すること。

イ 提出日時：令和６年７月１２日（金）正午まで

ウ 提出先：豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課

〒４７１－８５０１

愛知県豊田市西町３丁目６０番地（東庁舎６階）

電話：０５６５－３４－６６５９

（３）提出書類

応募者が作成・提出する応募書類は「別表３－提出書類リスト」のとおりとする。

(4) 応募に当たっての留意事項

ア 実施要領の承諾

応募者は、本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 費用負担等

応募書類の作成及び提出等の応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

ウ 公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

エ 公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

オ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 応募資格がない者による応募

(イ) 代表事業者以外の者による応募

(ウ) 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

(エ) 記名押印のない提案書による応募

(オ) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

(カ) 応募者及びその代理人が行った2以上の応募

(キ) その他募集に関する条件に違反した応募

(5) 提案書の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書等の著作権は応募者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表及びその他市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。

ウ 市の提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本件公募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募書類等の変更禁止

応募書類等の変更はできない。ただし、提案書における誤字・脱字等の修正についてはこの限りでない。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和26年法律第207号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

3 選定事業者の決定

(1) 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者評価基準により、応募内容の評価を行う。

(2) 評価方法

ア 評価と事業者の選定

別紙「事業者選定基準」参照

イ 選定結果の公表

選定結果は、令和6年7月下旬に応募者に文書で通知し、併せてホームページ上で公表する（電話等による問合せは不可とする。）。

(3) その他

ア 市は、応募者が故意に選定委員に接触する等、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も実施要領で定める条件に満たない場合等、選定事業者の決定が困難であると判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

ウ 選定結果通知後の辞退は認めない。なお、辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。辞退等があった場合は、次点提案者を選定事業者として決定する。

第5 その他

1 契約に関する事項

(1) 契約に関する協議

市は、提案内容に基づき選定事業者との協議を実施し、事業の実施内容を明確にした上で、当該事業者との基本協定、売買契約を締結するものとする。

(2) 売買契約の締結

売買契約書の内容は、その締結前であれば提案内容に応じた文言修正を可能とする。

(3) 基本協定書、売買契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代等、作成に要する費用は選定事業者の負担とする。

2 リスクに関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業においては、市と選定事業者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備が短期間に一斉導入されることを優先するものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容並びに市及び選定事業者による分担の考え方は、「別表４－主要リスク分担表」のとおりとする。

3 その他必要な事項

(1) 議会の議決

市と選定事業者による売買契約の締結に先立って、豊田市議会の承認を受けるものとする。なお、売買契約の議案が否決された場合、売買仮契約は解除する。また、市は否決時まで、選定事業者が調査・設計のために掛かった経費を事業者に支払うものとする。

(2) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

4 市の担当窓口

本事業に関する市の担当窓口は、以下のとおりとする。

豊田市教育委員会教育部学校づくり推進課学校施設担当

〒471-8501

愛知県豊田市西町3丁目60番地（東庁舎6階）

電話：0565-34-6659／FAX：0565-35-4551

E-mail：gakkouzukuri@city.toyota.aichi.jp

ホームページ：「メニュー」→「市政情報」→「市の組織」→「教育部」→「学校づくり推進課」→「豊田市立小中学校体育館・武道場空調設備整備事業（設計施工一括発注方式）関連情報」

【別表 1】対象一覧（体育館）

No.	学校名	所在地	構造	対象面積 (㎡)	熱源方式
1	加納小学校	豊田市加納町東股 5 5 番地	S	700	EHP
2	上鷹見小学校	豊田市上高町宮下 6 0 番地	S	551	EHP
3	中金小学校	豊田市中金町塚ノ本 1 2 4 番地	S	514	EHP
4	西広瀬小学校	豊田市西広瀬町清水 3 4 番地	S	514	EHP
5	東広瀬小学校	豊田市東広瀬町大根坂 8 番地	S	700	EHP
6	足助小学校	豊田市足助町今岡 3 3 番地 2	W	581	EHP
7	追分小学校	豊田市近岡町馬橋 4 番地 2	W	208	EHP
8	大蔵小学校	豊田市大蔵町本城 9 番地 2	S	225	EHP
9	佐切小学校	豊田市上脇町タラクゴ 1 番地	RC	135	EHP
10	新盛小学校	豊田市新盛町深沼 2 4 番地 1	S	228	EHP
11	則定小学校	豊田市則定町本郷 5 番地 1	W	206	EHP
12	萩野小学校 ※ふれあいセンター萩野	豊田市桑田和町宮ノ前 2 5 番地	RC	710	EHP
13	冷田小学校	豊田市四ツ松町笹ケ田 4 0 番地 1	W	448	EHP
14	御蔵小学校	豊田市御蔵町辻 4 3 番地	S	228	EHP
15	明和小学校	豊田市平沢町赤田和 2 1 番地 8	W	212	EHP

＜学校数及び施設数＞

・小学校 15校 体育館 15施設
合計 15校 15施設

【別表 2】 資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までの掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

【別表 3】提出書類リスト

1 現地確認	様 式
現地確認（対象校全校）申込書	1-1
2 質問書	
参加表明に関する質問書	2-1
実施要領等に関する質問書	2-2
3 応募資格の適格審査	
参加表明書	3-1
委任状	3-2
参加資格確認申請書兼誓約書	3-3
参加事業者構成表	3-4
豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書	3-5
構成員の変更申請書兼誓約書	3-6
4 提案書	
事業提案書類提出届兼誓約書	4-1
提案価格書	4-2
事業実施提案書 1 「事業実施基本方針、事業実施体制」	4-3
事業実施提案書 2 「設計及び施工のスケジュール等の実施可能性」	4-4
事業実施提案書 3 「地域経済への貢献」	4-5
事業実施提案書 4 「空調設備等の性能、機能」	4-6
事業実施提案書 5 「学校現場の特性に配慮した整備計画」	4-7
事業実施提案書 6 「維持管理に関する配慮」	4-8
事業実施提案書 7 「環境負荷軽減への配慮」	4-9
事業実施提案書 8 「災害時の避難所としての特徴」	4-10
事業実施提案書 9 「学校現場の特性を踏まえた施工時の安全対策と 学校運営への配慮」	4-11
事業実施提案書 10 「空調設備の完成時期」	4-12
事業実施提案書 11 「その他の提案」	4-13

【別表４】主要リスク分担表

○：主たるリスクの負担者 △：従たるリスクの負担者

リスクの種類		No	内容	負担者	
				市	事業者
実施要綱等		1	実施要綱等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制 度 関 連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※ 1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	事業者の利益に課されるものの新設・変更		○
		6	上記 4、5 以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更	9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響）	○ ※ 2	
社 会	住民対応	10	空調設備の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
		11	事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	環境	12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、周期、有害物質の排出など）に関する対応		○
	第三者賠償	13	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可抗力		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備の損害によるもの	○ ※ 3	△ ※ 3
経 済	資金調達	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	17	設計・設置段階の物価変更 （空調設備の整備費に関するもの）		○

リスクの種類		No	内容	負担者	
				市	事業者
測量・調査		18	市が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○	
		19	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		20	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	
計画	設計	21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	22	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工事	工事費増加	23	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		24	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工事遅延	25	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		26	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
工事監理		27	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能		28	工事完了後、市が実施する完成確認で要求性能に適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		○
技術進捗		29	計画・設置段階における技術進歩に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合		○

【注釈】

- ※ 1 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。
- ※ 2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者追加費用が発生した場合、その費用は市が負担する。
- ※ 3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者損害賠償請求を行わない。事業者追加費用その他損害が発生した場合あるいは第三者に損害が発生し、市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。より詳細な負担方法については、売買契約書（案）において示す。